

第3問

消防法第30条に規定する「緊急水利」に関する記述について、次の(①)～(⑤)にあてはまる適切な語句を解答欄に記入してください。(10点)

- 第30条 (①)に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、(②)を使用し又は(③)の水門、樋門若しくは(④)の制水弁の開閉を行うことができる。
- 2 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と予め(⑤)することができる。

みなみ：消防法第20条[消防水利の基準及び水利施設の設置等の義務]・第21条[指定消防水利]には、常時使用できる水利に関することが規定されているわ。まずは、この2つの条文を頭に入れてから、第30条[緊急水利]について覚えると頭の整理がしやすくなるわね。

		③	用水路
		②	水利
		①	火災の現場
		⑤	協定
		④	水道

【解答欄】(各1点)

第4問

消防法第34条に規定する「資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入検査」について記述してください。(10点)

みなみ：この条文は、火災調査における具体的な権限行使の根拠規定となるものよ。ちなみに、「資料」とは、使用した燃料、出火源となったと思われる設備器具、当該消防対象物の燃残り等をいうの。

(解答例)

第34条 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員に関係のある場所に立ち入って、火災により破壊され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。

2 第4条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

※ 前条の規定により調査とは火災による被害財産の調査

※ 個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれ著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。(第4条第1項ただし書)

関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。(第4条第2項)

関係のある場所に立ち入る場合に限り、関係者の業務のみだりに妨害してはならない。(第4条第3項)

関係のある場所に立ち入って検査又は質問を行った場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。(第4条第4項)

第5問

消防法第35条の10に規定する「協力要請等」について記述してください。(10点)

みなみ：「第7章の2 救急業務」に記載されている条文についての問題ね。「どのような時」に「誰」に協力を要請できるのかをおさえておくこと。「協力」に関係する条文としては、消防法第35条の4[犯罪捜査等との関係及び消防と警察との相互の協力]もあるわよ。この条文は、第2項に消防吏員と警察官が同じ目的を達成するために情報交換など相互に協力すべきことを定めているわ。過去にも出題されているから、必ず目を通しておいてね。

(解答例)

第35条の10 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

2 救急隊員は、救急業務の実施に際しては、常に警察官と密接な連絡をとるものとする。



去年は出題されなかったけど、第28条[消防警戒区域の設定等]も要チェック。第1問の[火災警戒区域の設定]との違いをしっかりと理解しておけば安心よ♥